

計量制度改革 自動はかりの特定計量器化にあたって



株式会社イシダ

マーケティング・商品企画

山下 文平

計量制度改正の概要

今まで特定計量器に分類され、計量法の規制対象である質量計は非自動はかりでした。小売店でお肉や惣菜などのはかり売りに使用されているはかりは、適正に取引をするため計量法の規制に従って検定とよばれる法定検査に合格したものを使用しなければなりません。今回の改正により、工場の生産ラインで多く使用される自動はかりも同じように特定計量器に分類され、計量法の規制に従って使用することが義務付けられました。

改正後の特定計量器の範囲

改正前の特定計量器の範囲



小売店などで使用される対面計量器や台はかり



工場の生産ラインで使用される自動はかり

ウェイトチェッカーは、自動はかりの中の自動捕捉式はかりに分類されます。
計量法の規制に従って、検定に合格して取引又は証明に使用して頂く必要があります。

自動はかりの種類

自動はかりの種類

自動はかりとは、計量結果を得るために計量過程で操作者の介入を必要としないはかり (JIS B 0192:2013 はかり用語) です。検定の対象となる自動はかりは大きく4つのカテゴリーに分類されます。

■ 充填用自動はかり

各種原料および製品を、一定の質量に分割して、袋・缶・箱などの容器に充填する。

■ 自動捕捉式はかり

箱物、袋物、缶などの製品を個別に計量する

■ ホッパースケール

ホッパーに流入している状態で質量を計量。規定値に達すると排出する。

■ コンベヤスケール

ベルトコンベヤで輸送される原料・製品を連続計量する。

★イシダ製品では、下記が自動はかりに該当します。

これらは取引又は証明に使用する場合には、検定を受ける必要があります。(一部の自動はかりを除く)

充填用自動はかり



組み合わせ計量機
CCWシリーズ



自動計量機
NESシリーズ



自動計量機
CGシリーズ

自動捕捉式はかり



自動計量値付機
FDPシリーズ



ウェイトチェッカー
DACSシリーズ

検定対象かどうかの判断

取引又は証明 ～検定対象かどうかの判断～

■ 検定の対象となるのは取引又は証明に使用するはかりのみです。

検定が必要な場合

・質量または体積による取引を行っている場合

(例:内容量:○○g・△ml)

※一般消費者向け包装製品の場合、製品に○○gと記載されていれば、○○gでいくらかという取引が行われていると考えられる。

検定が不要な場合

・個数表記(○個入り)製品の計数充填・入り数確認を行っている場合

・原材料の配合や工程上の計量管理を行っている場合

POINT

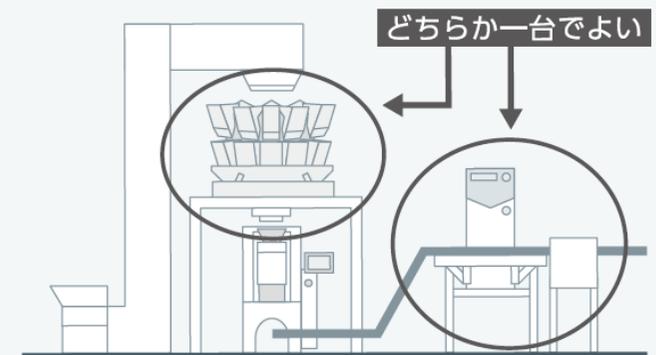
1つの生産ラインに同じ対象を計量する複数台の自動はかりがある場合

右のイラストの通り、充填用自動はかりで計量→袋詰め→自動重量選別機で内容量確認しているラインの場合。

⇒両方のはかりを取引に使用しているとみなすことができる。

⇒検定の受検はどちらか1台でよい。

※どちらで受検するかは使用者が選択可 ※原則1ラインについて1台でよいが、複数受検も可



検定費用について

●自動捕捉式はかりに関して、JCWが行う検定の手数料(消費税非課税)

自動重量選別機 (DACCSシリーズ)

ひょう量600g以下	51,000円
ひょう量5kg以下	57,000円

重量選別機以外 (FDPシリーズ)

ひょう量600g以下	40,000円
ひょう量5kg以下	45,000円

JCWの営業時間は平日AM9:00-PM6:00となります。時間外又は休業日は割増料金が発生します。その他、上記検定料以外に交通費など諸経費もかかりますので検定受検に際して担当の営業・サービスやJCWへの問い合わせの上、見積依頼をお願い申し上げます。

●参考価格:充填用自動はかりに関して、産総研が行う検定の手数料(消費税非課税)

最大充填量1kg以下	81,600円
最大充填量10kg以下	101,400円
最大充填量25kg以下	127,800円
最大充填量100kg以下	167,700円
最大充填量100kg超え	167,700+a円

Point

自動捕捉式はかりと充填用自動はかりの検定費用を比較すると、自動捕捉式はかりの方が1台当たりの費用は安くなります。
どちらかで検定を受ければいいラインの場合は、ランニングコストを抑える意味では自動捕捉式はかりでの受検がおすすめです。

イシダの指定検定機関



イシダグループの新会社として**全国自動はかり検定株式会社（略称JCW）**を立ち上げ、指定検定機関の指定を受けました。（2023年9月20日）日本全国どこのお客様にもご不便をお掛けすることのないよう、グループ企業を含むサービス網を活用し、検定を実施できる体制整えています。

新会社:全国自動はかり検定株式会社

■ 他メーカーの機械の検定もJCWでお受けすることができますのでご相談ください。

【お問い合わせ先】

全国自動はかり検定株式会社（略称JCW） 担当者：山本

Tel:03-6758-5571

Mail:kentel@jcw-co.jp

<https://www.jcw-co.jp/>



JCWホームページ

解説

指定検定機関とは

経済産業大臣から指定を受けた検定を実施することのできる民間の機関です。制度改正により、自動はかりで取引又は証明にご使用される場合は、検定を受ける必要があります。自動はかりの現地での検定は、産業技術総合研究所もしくは指定検定機関しか行うことができません。

検定対象外機について

2021年8月の法令改正にて検定対象外の自動捕捉式はかりが制定されました。
この検定対象外の自動捕捉式はかりは取引又は証明用途に使用しても問題ありません。

検定対象外の機種

- ひょう量が5kgをこえる機種 例) DACS-AS-S060 ひょう量: 6kg 目量: 0.1g
- 目量が0.01g未満の機種 例) DACS-AS-F003 ひょう量:300g 目量:0.005g

型式承認機を選択 = 検定を受ける

◆メリット

検定の受検が可能であり、取引先への印象UPを期待できる

検定対象外機を選択 = 検定を受けない

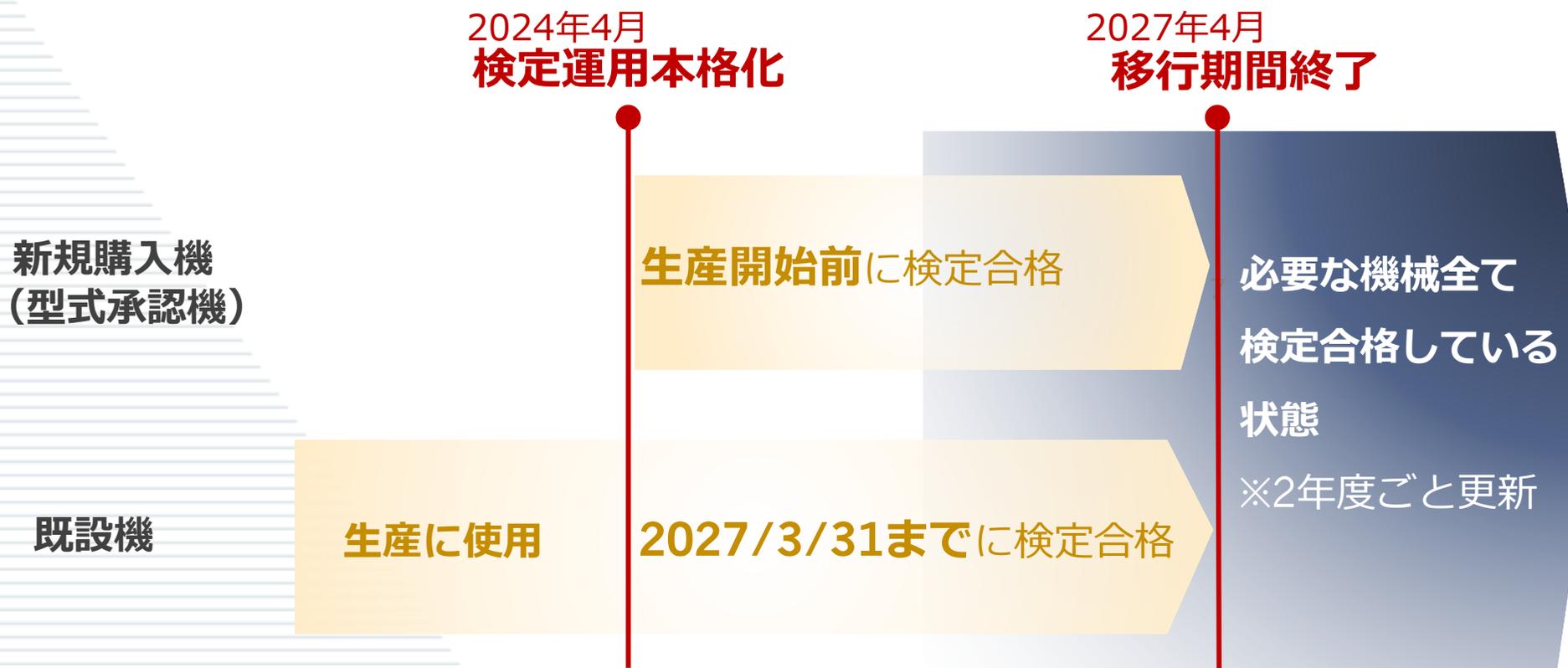
◆メリット

受検費用・維持コスト削減
落検や修理時に、生産が開始できないリスク回避

スケジュールについて

検定対象機で取引又は証明に使用している場合、既設機や新規導入に関わらず検定に合格する必要があります。
使用開始した時期に応じて、対応が違います。

2024年3月31日までに使用開始 → 2027年3月31日までに検定に合格する必要がある
2024年4月 1日以降に使用開始 → 導入して使用する前に検定に合格する必要がある
型式承認機を使用する必要がある



自動はかりの検定有効期間

自動はかりの検定には有効期間が設けられており、通常は2年、適正計量管理事業所は6年です。継続して取引や証明行為に使用される場合は検定の有効期限が来る前に再度検定を受検し、合格しなければなりません。検定を受検する前に消耗部品の交換など、事前調整を行うことが認められており、2回目以降も検査内容、許容誤差は初回検定と同じとなります。なお、検定は有効期限の1年前から受検することが可能です。

検定の有効期間は2年。2年度毎に検定を受検し、維持管理する必要があります。



修理について

修理は下記の3種類に分類されます。

修理の内容によっては再度検定を受け合格する必要があります。これまでのように修理してすぐ生産ラインの再稼働ができない場合がありますので、修理内容を確認の上、検定の手配なども併せて実施ください。

分類	修理ができる人	修理の例	再検定の要否
①軽微な修理	誰でもできる修理	平ベルトやローラーユニットの交換	再検定不要
②簡易修理	自動はかりの製造事業者・ 修理事業者(イシダなど)しか できない修理*	モータやモータドライバの交換	
③修理		ロードセルの交換、A/Dコンバータの交換、 封印の除去を伴う修理、 使用計量範囲・使用最大動作速度の変更	再検定に合格してから、 生産にご使用ください

※簡易修理は適正計量管理事業所も対応可能です。